

令和3年度答申第49号  
令和3年12月6日

諮問番号 令和3年度諮問第51号（令和3年11月4日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 障害者の雇用の促進等に関する法律59条1項に基づく督促に関する  
件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）59条1項の規定に基づき、障害者雇用納付金及び追徴金の督促（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 障害者雇用促進法49条1項（平成25年法律第46号（以下「平成25年改正法」という。）による改正（平成30年4月1日施行）前のもの）は、厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項1号から11号に掲げ

る業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同項10号は、障害者雇用促進法53条1項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うことと規定する。

障害者雇用促進法49条2項は、厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

(2) 障害者雇用促進法53条1項（令和元年法律第36号による改正（令和2年4月1日施行）前のもの）は、機構は、障害者雇用促進法49条1項1号の調整金及び同項2号から7号までの助成金の支給に要する費用、同項8号及び9号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する旨規定し、障害者雇用促進法53条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負う旨規定する。

(3) 障害者雇用促進法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする旨規定する。

障害者雇用促進法54条2項（平成25年改正法による改正（平成30年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数に達するまでの数の身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者である者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備その他の身体障害者又は知的障害者である者の適正な雇用管理に必要な措置に通常要する費用その他身体障害者又は知的障害者である者を雇用するために特別に必要とされる費用をいう。）の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする旨規定する。

これを受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「障害者雇用促進法施行令」という。）17条は、障害者雇用促進法54条2項に規定する調整基礎額は、5万円とする旨規定する。ただし、平成27年4月1日から、納付金を納付すべき事業主の範囲が常時雇用労働者数201人以上の事業主から101人以上の事業主へと拡大

された（平成20年法律第96号（以下「平成20年改正法」という。）による障害者雇用促進法附則4条1項の改正）ことを受けて、その経過措置として、常時雇用労働者数101人以上200人以下の事業主に係る障害者雇用促進法54条2項の適用については、同項中「、政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とするとされ（平成20年改正法附則3条1項）、平成27年度から令和元年度までの納付金に係る上記の調整基礎額は、4万円とするとされている（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第104号）附則3条2項）。

障害者雇用促進法54条3項（平成25年改正法による改正（平成30年4月1日施行）前のもの）は、同条1項又は同条2項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める旨規定し、障害者雇用促進法施行令18条（平成29年政令第175号による改正前のもの）は、障害者雇用促進法附則5条1項の規定により読み替えて適用される障害者雇用促進法54条3項に規定する基準雇用率は、100分の2とする旨規定する。

- (4) 障害者雇用促進法55条1項（平成25年改正法による改正（平成30年4月1日施行）前のもの）は、障害者雇用促進法54条1項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする旨規定する。
- (5) 障害者雇用促進法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書（以下「障害者雇用納付金申告書」という。）を翌年度の初日（当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日）から45日以内に機構に提出しなければならない旨規定する。

障害者雇用促進法56条2項は、事業主は、同条1項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならない旨規定する。

障害者雇用促進法56条4項は、機構は、事業主が同条1項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする旨規定する。

障害者雇用促進法56条5項は、同条4項の規定による納入の告知を受けた事業主は、同条1項の申告書を提出していないとき（納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。）は同条4項の規定により機構が決定した額の納付金の全額を、同条1項の申告に係る納付金の額が同条4項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

(6) 障害者雇用促進法58条1項は、機構は、事業主が障害者雇用促進法56条5項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定し、同条3項は、機構は、同条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない旨規定し、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）31条は、機構は、障害者雇用促進法58条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、同条3項に規定する通知を発する日から起算して30日を経過した日をその納付期限と定め、事業主に納付すべき追徴金の額及びその算定の基礎となる事項並びに納付期限を通知しなければならない旨規定する。

(7) 障害者雇用促進法59条1項は、納付金その他この款の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない旨規定し、同条2項は、同条1項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発し、この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成28年4月14日、処分庁に対し、平成28年度に

係る納付金の額を0円と記載した障害者雇用納付金申告書（以下「本件申告書1」という。）を提出した。

（平成28年度障害者雇用納付金申告書）

- (2) 審査請求人は、平成29年5月9日、処分庁に対し、平成29年度に係る納付金の額を0円と記載した障害者雇用納付金申告書（以下「本件申告書2」という。）を提出した。

（平成29年度障害者雇用納付金申告書）

- (3) 処分庁は、平成29年9月27日、審査請求人に対し、障害者雇用促進法52条の規定に基づく納付金関係業務調査を行ったところ、本件申告書1及び本件申告書2の記載内容には誤りがあると認め、平成28年度の納付金の額を4万円、平成29年度の納付金の額を16万円と決定し、平成30年5月8日、障害者雇用促進法56条4項の規定に基づき、審査請求人に対し、納入告知書を送付して告知（納付期限は送達日から15日目の日）するとともに、障害者雇用促進法58条の規定に基づく追徴金につき、同条3項の規定に基づく追徴金通知書（納付期限は同年6月7日）を送付した。しかし、審査請求人は、上記各納付期限までにこれらを納付しなかった。

（平成28年度申告分納付金算定調査書、平成29年度申告分納付金算定調査書、平成29年度障害者雇用納付金関係業務調査に係る調査結果の確定について、「送付案内」と題する書面（納入告知書及び追徴金通知書に係るもの）、郵便物等配達証明書（平成30年5月9日配達に係るもの）、平成30年度の納入告知事業主一覧表（平成30年4月24日付け）（審査請求人に係るもの））

- (4) 審査請求人は、平成30年6月1日、処分庁に対し、平成30年度に係る納付金の額を48万円と記載した障害者雇用納付金申告書（以下「本件申告書3」という。）を提出した。同納付金の納付期限は、本件申告書3の提出期限である同年5月15日であったが、審査請求人はその納付期限までに納付しなかった。

（平成30年度障害者雇用納付金申告書）

- (5) 処分庁は、平成31年2月25日付けで、審査請求人に対し、障害者雇用促進法59条1項の規定に基づき、平成28年度の納付金の額を4万円、追徴金の額を4000円とする督促状（指定期限は同年3月11日）、平成29年度の納付金の額を16万円、追徴金の額を1万6000円とする督促状（指定期限は同年3月11日）及び平成30年度の納付金の額を48万円

とする督促状（指定期限は同年3月11日）を送付し、本件処分を行った。

（督促状（平成28年度全期分納付金等、平成29年度全期分納付金等及び平成30年度全期分納付金等に係るもの））

(6) 審査請求人は、令和元年5月27日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書、補正書）

(7) 審査庁は、令和3年11月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、理由説明書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、障害者の雇用を進める意向があり、機構やハローワークに障害者の紹介を再三求めたものの、平成31年2月まで1件の紹介もないなど公的機関からの具体的な支援が得られなかった。

審査請求人は、平成31年1月21日付けで、審査請求人の現状を踏まえた質問状を機構宛てに送付したが、機構からの回答がないまま、督促状（同年2月25日付け）により指定された納付期限である同年3月11日を迎えた。機構からの同月7日付け回答が届いたのが同月8日であり、結果として社内で質問状に対する回答を確認する最中に、追徴金以外の延滞金が一方的に発生した状況である。

機構の納付金の督促体制は十分に整っているが、障害者の雇用に対する公的機関の紹介体制が機能しておらず、制度全体として未成熟であり、結果として審査請求人は根本課題である障害者雇用ができなかった。

以上のことから、審査請求人は本件処分に不服があり、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

（審査請求書、補正書、反論書）

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね次のとおりである。

- 1 納付金は、障害者雇用に係る事業主間の経済的負担を調整するための制度であるから、障害者雇用促進法において、法定雇用障害者数が未達成の事業主は、障害者を雇用できない事情にかかわらず納付金を納付する義務がある。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して再三納付を督促していたと主張しており、審査請求人は、平成31年1月の質問状への回答の有無にかかわらず、平成29年9月の処分庁の納付金関係業務調査により納付金の納付が不足してい

ることが判明した以降に納付すべきであった。審査請求人の質問状に関する主張は、納付金を納付しないことについてのやむを得ない理由（障害者雇用促進法60条5項5号）とは認められない。

3 よって、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和元年5月27日

審理員指名 : 令和2年2月7日付け

審理員意見書提出 : 同年12月16日付け

本件諮問 : 令和3年11月4日

(2) これら一連の手続をみると、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約8か月、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約11か月の期間を費やしており、その結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年5か月もの期間を要している。①及び②にこれだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

#### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

障害者雇用促進法59条1項は、納付金及び追徴金を納付しない者があるときは、処分庁は、期限を指定して督促しなければならないと規定する。

処分庁は、審査請求人が提出した本件申告書1及び本件申告書2の記載内容に誤りがあると認め、審査請求人に対し、納付金の額を決定して納入の告知をし（障害者雇用促進法56条4項）、追徴金の額を通知した（障害者雇用促進法58条1項及び3項）が、審査請求人は期限までにこれらの納付をしなかった。また、平成30年度の納付金について、審査請求人は期限までに納付しなかった。

そこで、処分庁は、これらの納付金及び追徴金について、本件処分を行ったものであり、督促に係る金額についても不適正と認められる点はなく、本件処分には違法又は不当な点はない。

審査請求人は、障害者の雇用を進める意向があり、機構及びハローワークに

障害者の紹介を再三求めたのに紹介されなかったと主張し、また、納付金に関連する質問状を送付したがその回答がなされる前に督促状が出された等と主張するが、上記のとおり、本件処分は関係法令に従って行われたものであり、審査請求人の主張は採用することができない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史